

【危機管理官事務連絡】

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について(観光庁 20210611)

JGA 会員各位

表題、観光庁からの連絡をお伝えします。

別添資料一式は、JGA の HP お知らせ欄に掲載します。

第 6 8 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、6 月 1 3 日をもって群馬県、石川県及び熊本県が除外されることが決定されました。

あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添 1 のとおり依頼がありました。

また、別添 2 のとおり、引き続き基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき都道府県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされています。

そして、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第 2 9 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添 3 のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について着実に実施して頂くとともに、関係団体及び独立行政法人等に対しても、周知徹底を図る等の対応をしていただくようよろしくお願いいたします。

(別添 1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について」

(別添 1 別紙 1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

(別添 1 別紙 2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 3 年 6 月 10 日変更)

(別添 1 別紙 3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(新旧対照表)

(別添 2) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添 3) 第 2 9 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

以上。

一般社団法人 日本観光通訳協会

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町 1-6-1 インターナショナルビル 603 号室

電話番号 03-3863-2895 (ツーヤクゴー)

FAX 番号 03-3863-2896

E-mail : info@jga21c.or.jp URL : <http://www.jga21c.or.jp/>